

RM301（案1版）に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	JAB 事務局	6.5	9	T	フレキシブルな認定範囲を管理する要員が臨床検査室を離れた場合の運用について一部不整合が想定されることから、見直しする必要がある。	フレキシブルな認定範囲を管理する要員が臨床検査室を離れた場合の運用方法について、より適正且つ明確化すると共に、用語の補足を追記し、明確化する。	フレキシブルな認定範囲を管理する要員が臨床検査室を離れた場合、フレキシブルな認定範囲は、適切な能力のある要員にフレキシブルな認定範囲を管理する権限が与えられるまでは、フレキシブルな認定は、一時停止又は縮小される。 ⇒ △：フレキシブルな認定範囲を管理する要員が臨床検査室を離れた場合、フレキシブルな認定範囲は、適切な能力のある要員にフレキシブルな認定範囲を管理する権限が与えられるまでは、フレキシブルな認定は、一時停止、縮小、取り消し又は固定された認定に戻される（※）。 （※）「固定された認定に戻される」とは、それ以降、フレキシブルな認定範囲としての追加は認められないことを意味する。つまり、前回審査で確認された後の活動リストは有効とみなされず、前回審査の活動リストのみをCABは公表し、それらに対してのみ認定の言

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							及が可能となる。
2	以下、余白。						
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。